

全建事発第 077 号
令和 7 年 10 月 7 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

建設業法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について（依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 7 年 1 2 月 1 2 日の施行に向け、国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限について、一般から意見が募集されています。

つきましては、必要に応じ、意見を提出していただくようお願いします。

なお、現時点では、全建から意見を提出する予定はございません。

- ・ 募集期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 31 日（金）
- ・ 提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」又は電子メール又は郵送

【電子政府の総合窓口「e-Gov」URL】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=155250314&Mode=0>

以 上
(担当：事業部 三浦)

【添付書類】

- 別添 1 意見募集要領
- 別添 2 概要
- 別添 3 文案
- 別添 4 新旧対照条文（建設業法）